

# 経営規模等評価申請 及び総合評定値請求 に関する説明書

(令和8年7月1日の制度改正に係る再審査申立用)

令和8年度

千葉県

# 注意事項

この説明書は、令和8年7月1日に施行される経営事項審査制度の改正に伴い、再審査の申し立てを行う方に適用されます。

この説明書は、改訂又は廃止される場合があります(関係法令の改正があった場合等)。したがって、再審査申立等を行う方は、事前に必ず最新の情報(千葉県ホームページに掲載)を確認してください。

(<https://www.pref.chiba.lg.jp/nyuu-kei/kensetsukouji/keiejikou/index.html>)

## 目 次

<b>令和7年8月の経営事項審査制度の改正について</b> . . . . .	2
<b>第1 審査基準改正に伴う再審査の実施</b>	
1 再審査の実施 . . . . .	3
<b>第2 経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求の方法</b>	
1 経営規模等評価再審査申立方法 . . . . .	4
2 手数料及び納入方法 . . . . .	4
3 経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求に必要な書類 . . . . .	5
4 申請書類の作成方法 . . . . .	7
記載例等 . . . . .	8
<b>第3 参考</b>	
1 建設業関連法令等(抜粋) . . . . .	20

# 令和8年7月の経営事項審査制度の改正について

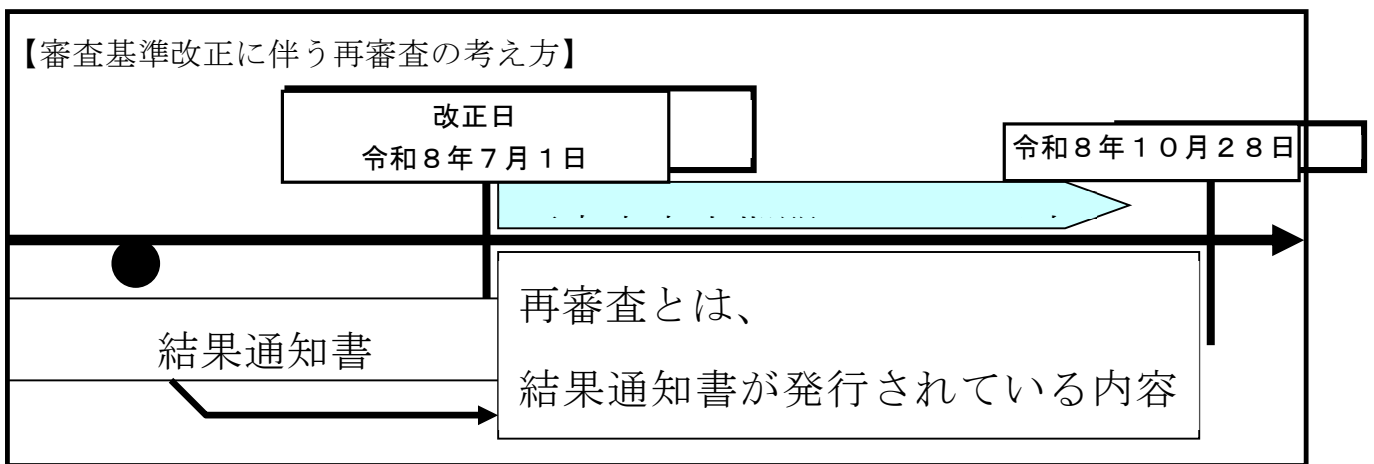
令和8年7月の経営事項審査基準の改正に伴う変更点は以下のとおりです。

1. 「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の宣言の有無の新設  
審査基準日が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されている場合に加点されます。  
※あわせて「W1-10:建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の加点配分を見直し。
2. 加点対象機械の拡大  
現在の加点対象機械に加え、新たに「不整地運搬車」、「アスファルト・フィニッシャ」が追加されました。
3. 「社会保険加入に関する評価項目」の削除  
令和元年度の建設業法等の一部改正により、令和2年10月1日以降の建設業許可の要件に社会保険（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）の加入が追加されたことにより、令和7年10月1日以降に建設業許可を保有する建設業者は社会保険加入を満たしていることとなるため、経営事項審査の段階において改めて社会保険加入有無を確認する必要性が乏しいことから、審査対象項目から削除することとなりました。  
これにより、労働保険概算・確定申告書及び領収書、社会保険の領収証書の提出が不要となります。

# 第 1 審査基準改正に伴う再審査の実施

## 1 再審査の実施

経営事項審査の基準が改正されたため、当該改正前の評価方法に基づく審査の結果の通知を受けた者は、当該改正の日である令和8年7月1日から120日以内に限り、再審査（当該改正に係る事項についての再審査に限る。）を申し立てることができます。



## 2 再審査の注意事項

- ・再審査はあくまでも、結果通知書が発行されている旧基準における総合評定値を新基準にて算定することになるため、改正による変更点以外は当初申請の内容を変更することができません。
- ・再審査は当初申請の審査基準日時点での審査となります。
- ・結果通知書発行時点で、経営事項審査の有効期限が切れる審査基準日の再審査はできません。
- ・既に改正後の基準で受審済みの場合、再審査はできません。

## 第2 経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求の方法

### 1 経営規模等評価再審査申請方法

(1) 申請方法 郵送・電子

郵送先 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1  
千葉県庁建設・不動産課 入札契約室 宛て

(2) 申請期限

令和8年7月1日から令和8年10月28日

(3) 結果通知書発送までのスケジュール

通常の申請と同様のスケジュールとなります。

(4) 留意事項

- ・補正等があった場合には、後日ファックス等にてご連絡します。
- ・申請にあたり、原本提出とされている書類以外は、写し(コピー等)を提出してください。(審査後、受付印を押印した申請書の副本のみ返却します。それ以外の確認書類については返却しません。)  
※次回申請時は再審査時の副本に加え、当初申請で提出した様式第4号、様式第5号、建設機械一覧表の副本の写しも提出してください。
- ・受付が完了した副本(申請者控え)等の返却書類は、後日、県から送付しますので、副本返送用の封筒等を同封してください。
- ・補正の提出が遅れた場合や、申請時期が集中してしまった場合などは、審査ができなかったり、結果通知書の発送日が変更になることがあります。

### 2 手数料及び納入方法

経営規模等評価再審査に係る手数料は**無料**です。

総合評定値通知に係る手数料については、「総合評定値通知手数料減免申請書」を提出することにより**無料**となります。

総合評定値通知手数料減免申請書の様式は、千葉県ホームページに掲載しています。  
(<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/keiejikou/chiji/tebiki.html>)

※記載例は本説明書19ページを参照

### 3 経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求に必要な書類 (千葉県知事許可業者)

再審査の必要書類は以下のとおりです。

#### 【提出書類】

- 申請書（正副2部作成）
  - ・経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（20001帳票）
  - ・工事種別完成工事高・工事種別元請完成工事高（20002帳票）
  - ・その他の審査項目（社会性等）（20004帳票）
  - ・技術職員名簿（20005帳票）
  - ・経営規模等評価申請等提出票（県独自様式）
  - ・建設機械の保有状況一覧表※様式第4号・5号は提出不要です。
  
- 当初申請時における経営状況分析結果通知書の写し（1部）
  
- 総合評定値通知手数料減免申請書（1部）
  - ※千葉県ホームページ「経営事項審査の説明書・様式ダウンロード」のページよりダウンロードできます。
  - ※この申請書の提出がない場合、総合評定値通知手数料を県証紙にて納付することとなります。
  
- 行政書士等への委任状・行政書士証票及び結果通知書返送用封筒（1部）・・・行政書士等へ委任を行った場合のみ。
  
- 返信用封筒（切手不要）

**【提出書類】（【原本】以外は写し）**

- 改正前の基準で受審した経営事項審査に係る申請書類等
  - ・ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（結果通知書）
  - ・ 経営事項審査申請書の副本・・・千葉県建設・不動産課の受付印があるもの。  
（電子申請を除く）
- 改正後の基準で再審査した場合、変更（加点）となる項目があった場合の書類等

① 「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の宣言の有無に関して

必須提出	建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言に該当がある場合	別記様式第7号に掲げる「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書及び宣言書	審査基準日において、国土交通省が実施する自主宣言制度の宣言を元請事業者又は下請事業者の立場で行っており、誓約書に掲げる自主宣言制度で宣言した取り組みについて取組開始日以降行う又は行っていること。
------	---------------------------------	---	---

② 加点対象機械の拡大に関して（「不整地運搬車」「アスファルト・フィニッシャ」を追加する場合）

選択提出		特定自主検査記録表（新車購入時、新車リースの場合は、特定自主検査実施時期証明書）	審査基準日前1年の間に検査を実施していること。 ・機種が加点対象となるものであること。 ・使用者が申請者、前所有者又は所有者（リース契約の場合）であること。
選択提出		自動車検査証	有効期間満了日が審査基準日以降であること。 ※自動車検査証では建設機械の所有を証することはできない。

選択提出	※建設機械型番・製造車体番号が明確に記載されていること。	売買契約書	申請者が購入者となっている契約書。
選択提出		建設機械打刻証明書 又は 建設機械打刻検認証明書	申請者が現在の所有者となっている場合に限る。
選択提出		注文書、注文請書、 購入依頼書など	申請者が申込者となっている書類に限る。
選択提出		法人税又は所得税の 確定申告書の別表 16 及び 減価償却に係る明細 表など	明細等で、1台ごとの建設機械が確認できること。
選択提出		過去3年間の特定 自主検査記録表	3年間の使用者が申請者である場合に限る。
選択提出	リースの場合、 いずれか選択	リース契約書（賃貸 借契約書、レンタル 契約書）	申請者が賃借人となっている契約書。 ・審査基準日から1年7ヶ月を経過する日 以降まで使用期間の定めがあること。
選択提出		契約を締結した リース会社が発行 するリース契約の 証明書	リース期間に関する記載があるものに限る。
選択提出	新規掲載の建設機械がある 場合に必要	建設機械の規格が確 認できる書類 （カタログなど）	加点対象となる規格を満たしているかど うかを確認するため必要。 （上記提出書類に規格の記載がある場合は 提出不要。）
選択提出		建設機械のリース 契約に関する申出書	正副2部作成。 リース期間が、審査基準日から1年7ヶ月 以内に終了する契約において、その契約の 更新、延長及び建設機械の買取を予定してい る場合に作成する。

## 4 申請書類の作成方法

申請書の記載は、以下の①～②以外の項目については「改正前の基準で受審した経営事項審査申請書の副本」より申請事項を転記してください。

特に以下については当初申請時と記載方法が異なりますので、作成にあたり注意してください。

### ①『経営規模等評価申請書・総合評定値請求書』(20001帳票)

※本説明書9ページ参照。

(1枚目)

・表題部分

「経営規模等評価申請書」の項目に**取り消し線**を記入します。

・申請項目

「建設業法第27条の26第1項の規定により、経営規模等評価の申請をします。」の項目に**取り消し線**を記入します。

・申請等の区分

申請の区分に、経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求を表す「4」を記入します。

(2枚目)

・審査結果の通知番号

当初申請における結果通知書の右上に記載してある「**行政庁記入欄**」の番号を記入します。

・審査結果通知日

当初申請における**結果通知書の発行年月日**を記入します。

・再審査を求める事項

「**令和8年7月1日施行の改正に係る事項**」と記入します。

・再審査を求める理由

「**制度改正のため**」と記入します。

### ②『経営規模等評価申請等提出票』

申請書類とあわせて必ず提出してください。

※本説明書11ページ参照。

様式第二十五号の十一の記載例

改正に係る項目以外は全て改正前の基準で受審した経営事項審査申請書の副本より申請事項を転記してください。

該当しないものを二重線で消す。

~~経営規模等評価申請書  
経営規模等評価再審査申立書  
総合評定値請求書~~

(用紙A4)  
20001

行政書士が代理申請するときは、こちらに記入の上、適宜押印してください。(押印の要否は行政書士法に従ってください。)なお、申請者の押印は不要です。  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

~~建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。  
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。  
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。~~

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

代理人

千葉市中央区出洲港1-1-1  
行政書士 下総大地



~~地方整備局長  
北海道開発局長~~  
千葉県 知事 殿

申請者

千葉市中央区市場町1-1  
経審建設工業株式会社  
代表取締役 経審 太郎

記名をお忘れなく!

この枠内は記入しない。

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01	令和 00年 00月 00日	0000	000000

申請時 許可番号	大臣 知事	コード	12	国土交通大臣 千葉県知事	許可(一般-23)	第	987654	号	令和	01	年	04	月	15	日
前回の申請時 許可番号	大臣 知事	コード		国土交通大臣 知事	許可(一般-特)	第		号	平成		年		月		日
審査基準日	令和	02	年	06	月	31	日								

申請時点での  
許可番号及び  
許可年月日を  
記入。

再審査の場合  
は、『4』を記入。

申請等の区分	05	4				
処理の区分	06	00				
資本金額 又は出資総額	07	1	(1.法人)	10000	(千円)	1234567890000
商号又は名称 のフリガナ	08	ケイシンケンセツコウギョウ				
商号又は名称	09	経審建設工業(株)				
代表者又は個人の氏名 のフリガナ	10	ケイシン タロウ				
代表者又は 個人の氏名	11	経審 太郎				
主たる営業所の所在地 市区町村コード	12	12101				
主たる営業所の所在地	13	市場町1-1				
郵便番号	14	260-0855				
電話番号	15	043-223-3116				
許可を受けている 建設業	15	22212111111111111111				
経営規模等評価等 対象建設業	16	99999999999999999999				

申請時点での商号名称、代表者及び所在地を記入。

自己資本額 <sup>1</sup><sup>2</sup><sup>3</sup><sup>4</sup><sup>5</sup><sup>6</sup><sup>7</sup><sup>8</sup><sup>9</sup><sup>10</sup><sup>11</sup><sup>12</sup><sup>13</sup><sup>14</sup> (千円) <sup>15</sup> (1. 基準決算  
2. 2期平均)

基準決算	<input type="text" value="1"/> <sup>1</sup> <input type="text" value="2"/> <sup>2</sup> <input type="text" value="3"/> <sup>3</sup> (千円)
直前の 審査基準	<input type="text" value="3"/> <sup>4</sup> <input type="text" value="4"/> <sup>5</sup> <input type="text" value="5"/> <sup>6</sup> <input type="text" value="6"/> <sup>7</sup> (千円)

利益額 (2期平均) <sup>1</sup><sup>2</sup><sup>3</sup><sup>4</sup><sup>5</sup><sup>6</sup><sup>7</sup><sup>8</sup><sup>9</sup><sup>10</sup><sup>11</sup><sup>12</sup><sup>13</sup> (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益)  
= 営業利益+減価償却実施額

審査対象事業年度	審査対象事業年度の 営業利益	審査対象事業年度の 減価償却 実施額	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	前審査対象事業年度の 営業利益	前審査対象事業年度の 減価償却 実施額	
営業利益	<input type="text" value="1"/> <sup>1</sup> <input type="text" value="2"/> <sup>2</sup> <input type="text" value="3"/> <sup>3</sup> (千円)	<input type="text" value="1"/> <sup>4</sup> <input type="text" value="2"/> <sup>5</sup> <input type="text" value="4"/> <sup>6</sup> <input type="text" value="5"/> <sup>7</sup> (千円)	営業利益	<input type="text" value="7"/> <sup>8</sup> <input type="text" value="8"/> <sup>9</sup> <input type="text" value="9"/> <sup>10</sup> (千円)	減価償却 実施額	<input type="text" value="2"/> <sup>11</sup> <input type="text" value="5"/> <sup>12</sup> <input type="text" value="6"/> <sup>13</sup> (千円)

技術職員数 <sup>1</sup><sup>2</sup><sup>3</sup><sup>4</sup><sup>5</sup><sup>6</sup><sup>7</sup><sup>8</sup><sup>9</sup> (人)

登録経営状況  
分析機関番号 <sup>1</sup><sup>2</sup><sup>3</sup><sup>4</sup><sup>5</sup><sup>6</sup><sup>7</sup><sup>8</sup><sup>9</sup> 経営状況分析を受けた機関の名称  
○○○○○○○○

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。  
技術職員名簿については別紙二による。  
その他の審査項目 (社会性等) については別紙三による。

通知番号は、結果通知書の「行政庁記入欄」  
の数値を記入。

結果通知書の発行年月日 (知事印の上に記  
載されている日付) を記入。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号	第 <input type="text" value="01-00001"/> 号	審査結果の通知の年月日	令和7年 7月 15日
再審査を求めめる事項	令和8年7月1日施行の改正に係る事項	再審査を求めめる理由	制度改正のため

再審査を求めめる事項は、  
「令和8年7月1日施行の改正に係る事項」  
と記入。

再審査を求めめる理由は、  
「制度改正のため」  
と記入。

連絡先  
所属等 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_  
ファックス番号 \_\_\_\_\_

# 経営規模等評価申請等提出票の記載例

記載例

## 経営規模等評価申請等提出票

申請等の区分 (該当するものに○印)	
	経営規模等評価申請及び総合評定値請求
	経営規模等評価申請
	総合評定値請求
○を記入 すること。	経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求
	経営規模等評価再審査申立
	<input checked="" type="radio"/> 経営規模等評価再審査申立（制度改正）及び総合評定値請求
	経営規模等評価再審査申立（制度改正）

許可番号 <small>(「国土交通大臣・千葉県知事」については、不要のものを消すこと)</small>	<del>国土交通大臣</del> 千葉県知事 許可 第 ○○○○○○ 号
商号又は名称	○○○(株)
審査基準日	令和○○年○○月○○日

経営規模等 評価対象業 建設 <small>(該当するものに○印)</small>	<input checked="" type="radio"/> 土木	建築	大工	左官	とび・ 土工	石	屋根	電気	管	タイル・ れんが・ ブロック
	鋼構 造物	鉄筋	<input checked="" type="radio"/> 塗装	しゅんせ つ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕 上	機械器具 設置
	熱絶縁	電気 通信	造園	さく井	建具	水道 施設	消防 施設	清掃 施設	解体	

完成工事高積上の有無 <small>(該当するものに○印)</small>	<input checked="" type="radio"/> 有	無
--	------------------------------------	---

行政庁側記入欄	
事務 所	整理番号
□□ — □□□□□□	
(旧) □□ — □□□□□□	
(受付) □□ 年 □□ 月 □□ 日	

受付印
-----

## 5 その他の審査項目（社会性等）（20004 帳票）

カラムに記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば□ □ 1 2のように右詰めで記入すること。

5 2 「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無」の欄は、建設技能者を大切にする企業の自主宣言を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を記入する。

6 2 「建設機械の所有及びリース台数」

① 審査基準日において、建設機械抵当法施行令 別表に規定される『建設機械』のうち、

・ショベル系掘削機械

ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーの  
アタッチメントを有するもの

・ブルドーザー

自重3トン以上のもの

・トラクターショベル

バケット容量が0.4立方メートル以上のもの

・モーターグレーダー

自重5トン以上のもの

・移動式クレーン

つり上げ荷重が3トン以上のもの

・大型ダンプ車（自家用・営業用）

車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で、事業の種類として建設業を届け  
出ており、表示番号の指定を受けているもの

・ダンプ（土砂の運搬が可能な全てのダンプ）

自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」  
と記載のあるものであって、土砂等の運搬に供される貨物自動車。

なお、自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、  
土砂等の運搬が制限されている車両においては、加対象としない。

・締固め用機械

ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー

※ハンドガイドローラー（移動用エンジンにより自走可能なもの）はロードローラーの一  
種であるため、加対象となります。

・解体用機械

ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機

・高所作業車

作業床の高さ2m以上のもの

を所有している台数及び、審査基準日から1年7ヶ月を経過する日以降まで使用期間の定め  
があるリース契約が締結されている台数をカラムに記載する。

・不整地運搬車

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第13条第3項第33号に掲げる  
不整地運搬車。

・アスファルト・フィニッシャ

自動車検査証の車体の形状欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載されている大型特  
殊自動車。

- ② 対象となる建設機械については、労働安全衛生法及び道路運送車両法等に基づいて義務付けられている『特定自主検査』、『性能検査』、『自動車検査』の対象機械とし、『特定自主検査』の対象機械においては審査基準日前1年以内に検査を行っていること、『性能検査』及び『自動車検査』の対象機械においては審査基準日が検査証の有効期間内であることにより、建設機械が正常に稼動する状態であると確認できることが必須となる。

※なお、各検査証等により確認できる機種等は、原則として下記のものとする。

○特定自主検査記録表

- ・ブル・ドーザー
- ・トラクター・ショベル（クローラ式）
- ・トラクター・ショベル（ホイール式）
- ・油圧ショベル（クローラ式）
- ・油圧ショベル（ホイール式）
- ・クレーン機能付油圧ショベル（クローラ式）
- ・共通機体（油圧式又は機械式）＋ ジブ・リーダー・ワイヤーロープ ＋ クラムシェル（クラムシェルの場合、上記3種類の点検表が必要となる。）
- ・モーター・グレーダ
- ・締固め用機械
- ・解体用機械
- ・高所作業車
- ・不整地運搬車

○移動式クレーン検査証

- ・移動式クレーン

○自動車検査証

- ・大型ダンプ車
- ・ダンプ(土砂の運搬が可能な全てのダンプ)
- ・アスファルト・フィニッシャ

※なお、加対象となる台数は15台までです。16台以上申請されても点数は変わりません。

必要書類： 申請書等である「建設機械の保有一覧表」に記載のある建設機械について、特定自主検査記録表等及び所有（リース契約）を証明する書類により確認します。

○建設機械の保有状況一覧表

- ・2部作成し、提出すること。（受付後、1部返却、次回の申請時に提出）

○特定自主検査記録表

- ・審査基準日前1年以内に点検を実施していること。
- ・機種が加対象となるショベル系掘削機械・ブルドーザー・モーターグレーダー・トラクターショベル・不整地運搬車であること。
- ・使用者が申請者、前所有者又は所有者（リース契約の場合）であること。
- ・新車購入（リースの場合も）から1年以内は、メーカーが発行する特定自主検査実施時期証明書等（写し）を提出すること。

○移動式クレーン検査証

- ・審査基準日が有効期間内に含まれるもの。

☆特定自主検査及び記録表についての問い合わせ先

社団法人 建設荷役車輛安全技術協会 千葉県支部 TEL043-245-9926

☆移動式クレーン検査証についての問い合わせ先

都道府県労働局又は登録性能検査機関

○自動車検査証

- ・有効期間満了日が審査基準日以降になっていること。
  - ・所有者又は使用者の欄が申請者になっていること。
  - ・大型ダンプ車については、備考欄で届け出の事業の種類が「建」となっており、表示番号を取得していること。
- ※なお、手書きによる加筆の場合には運輸支局等名小印が押印されていること。

○ 所有・リース契約を証明する書類

【所有を証明する書類】※型番・製造/車体番号が明確に記載されていることが必要。

- ・売買契約書の写し（申請者が購入者となっている契約書）
- ・建設機械打刻証明書又は建設機械打刻検認証明書の写し  
（申請者が現在の所有者となっている場合に限る）
- ・注文書、注文請書、購入依頼書などの写し  
（申請者が申込者となっている書類に限る）
- ・法人税又は所得税の確定申告書の別表 16 及び減価償却に係る明細表などの写  
（明細等で、1 台ごとの建設機械が確認できること）
- ・過去 3 年間の特定自主検査記録表の写し  
（3 年間の使用者が申請者である場合に限る）

【リース契約を証明する書類】・・・すべて写し可

- ・リース契約書（賃貸借契約書、レンタル契約書）

（審査基準日から1年7ヶ月を経過する日以降まで使用期間の定めがあること）

リース期間が、審査基準日から1年7ヶ月以内に終了する契約において、その契約の更新、延長及び建設機械の買取を予定している場合は、「建設機械のリース契約に関する申出書」【原本】を提出することにより、審査基準日から1年7ヶ月を経過する日以降まで使用期間の定めがあることと相当するとみなす。

- ・ 契約を締結したリース会社が発行するリース契約の証明書  
（リース期間に関する記載があるものに限る）

※ 新規掲載の建設機械がある場合は、建設機械の規格が確認できる書類

（カタログ等）の提出も必要。（上記の提出書類に規格の記載がある場合は提出不要。）

その他の審査項目 (社会性等)

**建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況**

建設業退職金共済制度加入の有無 4 1 1 [1.有、2.無]

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 4 2 1 [1.有、2.無]

法定外労働災害補償制度加入の有無 4 3 1 [1.有、2.無]

若年技術職員の継続的な育成及び確保 4 4 1 [1.該当、2.非該当]

新規若年技術職員の育成及び確保 4 5 1 [1.該当、2.非該当]

CPD単位取得数 4 6 9 0 (単位) 技術者数 3 (人)

技能レベル向上者数 4 7 1 (人) 技能者数 5 (人) 控除対象者数 0 (人)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況 4 8 1 [1.えるぼし認定 (1段階目)、2.えるぼし認定 (2段階目)、3.えるぼし認定 (3段階目)、4.プラチナえるぼし認定、5.非該当]

次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況 4 9 1 [1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当]

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況 5 0 1 [1.ユースエール認定、2.非該当]

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 5 1 1 [1.「全ての建設工事」で実施に該当、2.「全ての公共工事」で実施に該当、3.非該当]

建設技能者を大切にす企業の自主宣言制度の宣言の有無 5 2 1 [1.有、2.無]

**建設業の営業継続の状況**

営業年数 5 3 4 7 (年)

民事再生法又は会社更生法の適用の有無 5 4 2 [1.有、2.無]

**防災活動への貢献の状況**

防災協定の締結の有無 5 5 1 [1.有、2.無]

**法令遵守の状況**

営業停止処分の有無 5 6 2 [1.有、2.無]

指示処分の有無 5 7 2 [1.有、2.無]

**建設業の経理の状況**

監査の受審状況 5 8 3 [1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]

公認会計士等の数 5 9 1 (人)

二級登録経理試験合格者等の数 6 0 2 (人)

**研究開発の状況**

研究開発費 (2期平均) 6 1 0 (千円)

**建設機械の保有状況**

建設機械の所有及びリース台数 6 2 5 (台)

**国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況**

エコアクション21の認証の有無 6 3 1 [1.有、2.無]

ISO9001の登録の有無 6 4 2 [1.有、2.無]

ISO14001の登録の有無 6 5 1 [1.有、2.無]

若年技術職員の割合(B/A)が15%以上の場合は「1」を、15%未満の場合は「2」を記入。

新規若年技術職員の割合(C/A)が1%以上の場合は「1」を、1%未満の場合は「2」を記入。

技術職員名簿(2005帳票)に記載されている職員の数及び記載されている職員のうちあてはまる職員の数を入力。

小数点第2位以下を切り捨てる。

技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)
3 (人)	2 (人)	66.6

新規若年技術職員数(C)	新規若年技術職員の割合(C/A)
1 (人)	33.3

建設業の許可又は登録を最初に受けた時から審査基準日までの年数を記入する。端数は切り捨てる。

休業期間、廃業期間、許可切れ期間等を記入する。

組織変更、合併等を具体的に記入する。

初めて許可(登録)を受けた年月日	休業等期間	備考(組織変更等)
平成 47年 9月 1日	年 月	昭和58年1月22日有限会社から株式会社へ変更

再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終了決定日
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

民事再生法又は会社更生法の適用を受けている場合に「1」を記入。

再生・更生期間中か否かを問わず、改正後に適用を受けた場合記入。

審査対象年度に営業停止・指示処分を受けた場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入。

「監査の受審状況」欄において「1」を記入した場合のみ、2期平均の額を記入、それ以外の場合は、「0」を記入。

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前年度	審査対象事業年度の前々年度
(千円)	(千円)	(千円)

対象となる建設機械の所有又はリース契約台数を記入。

申請者 経審建設工業(株)

記入をお忘れなく!

7 建設機械の保有状況一覧表の記載例

建設機械の保有状況一覧表

千葉県知事様

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

審査基準日

令和2年9月30日

※記入する年月日は和暦(平成又は令和)での表記としてください。(H又はRでも可)

前審査基準日の一覧表と比較し、新規に掲載する機械に○を記入

No.	新規掲載	建設機械の種類	メーカー名	型式	製造・車体番号 表示番号(大型ダンプ車)	種別又は規格	所有・リース の別	取得年月日			検査実施年月日 又は 有効期間満了日
								リース開始日	リース期間満了日	申請書提出日	
1	○	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車	H製作所	ZZ-99EFG	0123456	油圧ショベル (クローラ式)	自社所有	平成28年4月1日	令和3年3月30日	有	令和2年9月11日
2		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車	K建機	YY-0000	9876543	16トン	自社所有	平成19年11月23日			令和元年11月10日
3	○	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車				大積載量9,000kg	自社所有	平成22年1月21日			令和2年1月16日
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車				クラムシェル のうち該当するものを選択	自社所有				年 月 日
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車				【トラクターショベルの場合】⇒バケット容量を記入	自社所有				年 月 日
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車				【ブルドーザー・モーターグレーダーの場合】⇒自重を記入	自社所有				年 月 日
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車				【移動式クレーンの場合】⇒つり上げ荷重を記入	自社所有				年 月 日
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車				【大型ダンプ車の場合】⇒車両総重量又は最大積載量を記入(要件を満たす方を記入)	自社所有				年 月 日
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車				【ダンプの場合】⇒ダンプ・ダンプフルトレラ・ダンプセミトレラのうち該当するものを記入	自社所有				年 月 日
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車				【締固め用機械・解体用機械の場合】 締固め用機械:ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー 解体用機械:ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機	自社所有				年 月 日
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車				【アスファルト・フィニッシャの場合】⇒アスファルト・フィニッシャと記載	自社所有				年 月 日
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車				【不整地運搬車の場合】⇒不整地運搬車と記載	自社所有				年 月 日
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車					自社所有				年 月 日
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車					リース				年 月 日
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車					リース				年 月 日

リース終了日が、審査基準日から1年7ヶ月以降にあること

リース期間が審査基準日から1年7ヶ月以内に終了する場合で、その契約の更新、延長等を予定している場合は、「建設機械のリース契約に関する申出書」を正副2部提出する

【特定自主検査の場合】  
・審査基準日前、1年以内に検査年月日があること  
・新車の場合は、次回検査予定年月月を記載

【製造時等検査・性能検査・自動車検査の場合】  
有効期間満了日が審査基準日以降であること

## 建設機械の保有状況一覧表【記載要領】

※項番「62」で記入した台数分の評価対象建設機械を全て記載すること。

※「建設機械の種類」欄は、該当するものを丸で囲むこと。

※「種別又は規格」欄は、「建設機械の種類」欄にて選択した機種ごとに下記につき記載すること。

①「ショベル系掘削機」にあつては、特定自主検査記録表に記載されている機種。(例:油圧ショベル(クローラ式))

②「ブルドーザー」にあつては、自重。(例:3.89トン)

③「トラクターショベル」にあつては、バケット容量。(例:1.2立方メートル)

④「モーターグレーダー」にあつては、自重。(例:10.0トン)

⑤「移動式クレーン」にあつては、つり上げ荷重。(例:7.0トン)

⑥「大型ダンプ車」にあつては、最大積載量又は車両総重量。(例:最大積載量9,000kg)

⑦「ダンプ」にあつては、ダンプ・ダンプフルトレーラ・ダンプセミトレーラのうち該当するもの。なお、自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両においては、加対象としない。

⑧「締固め用機械」にあつては、ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー

⑨「解体用機械」にあつては、ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機

⑩「高所作業車」にあつては、作業床の高さ。

⑪「アスファルト・フィニッシャ」にあつては、アスファルト・フィニッシャと記載。

⑫「不整地運搬車」にあつては、不整地運搬車と記載。

※「検査実施年月日又は有効期間満了日」の欄は、「ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー」にあつては特定自主検査の実施日を記入し、「移動式クレーン」にあつては製造時等検査又は性能検査の、「大型ダンプ車」にあつては自動車検査証の有効期限を記入すること。

※「所有・リースの別」欄は、「自社所有」又は「リース」の該当する方を○で囲むこと。

※「所有・リースの別」欄において「自社所有」を選択した場合は「取得年月日」を、「リース」を選択した場合は「リース開始日」及び「リース期間満了日」を記載すること。

記載例

## 建設機械のリース契約に関する申出書

所在地

商号又は名称

許可番号

代表者名

審査基準日 令和2年3月31日

下記の建設機械について、リース期間終了日が今回申請を行う経営事項審査の審査基準日から1年7ヶ月以内に終了しますが、これらの建設機械について、リース契約の更新、延長及び建設機械の買取を予定していることを申し出ます。

なお、この申出書に反し、リース契約の更新、延長及び建設機械の買取を行わなかった場合（ただし、廃車など止むを得ないと認められる場合は除く）は、今回の経営事項審査において虚偽の申請を行ったとして、建設業法に基づく監督処分を課されることを了承いたします。

### 記

メーカー名	型式	製造・車体番号	リース形態	リース期間	
日立	ZW145W-3	ZW145-00293	オペレーティングリース	H28.11.1~R2.8.31	
CAT	950G	5MW01816	オペレーティングリース	H29.12.1~R2.9.30	

リース終了日が、審査基準日から1年7ヶ月以内にあること

総合評定値通知手数料減免申請書

年 月 日

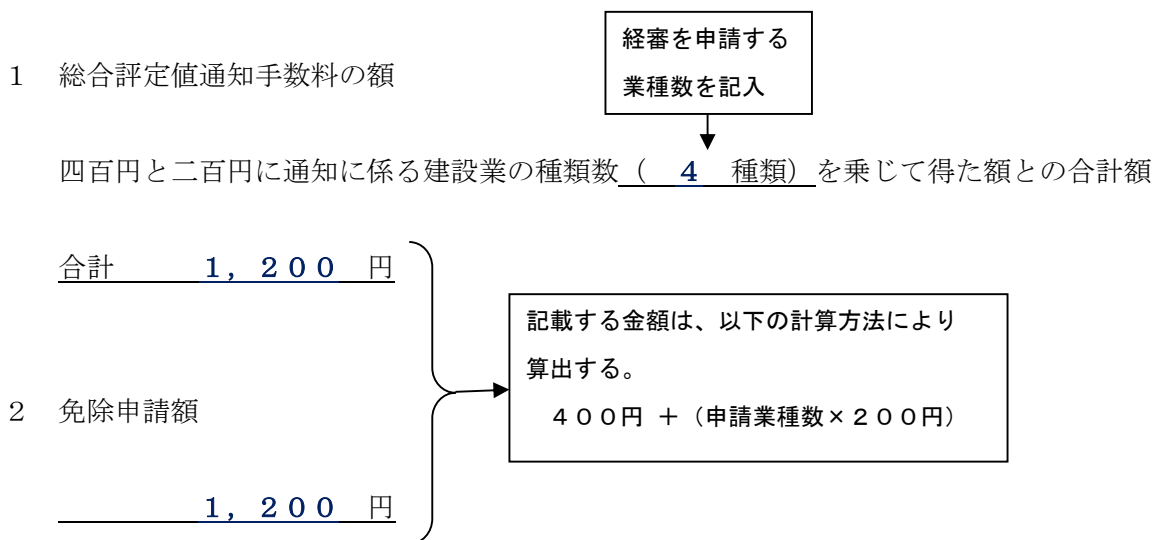
千葉県知事 様

申請者  
(商号) **経審建設工業 (株)**

押印は不要  
です！

(代表者職氏名) **代表取締役 経審 太郎**

使用料及び手数料条例第5条第3項の規定により、次のとおり総合評定値通知手数料を免除されますよう申請いたします。



3 理由

令和8年7月1日の制度改正に係る経営規模等評価再審査申立に伴い、再度同一の審査基準日に係る総合評定値請求を行うため。

## 第3 参考

### 1 建設業関連法令等（抜粋）

法：建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）

省令：建設業法施行規則（昭和24年7月28日建設省令第14号）

#### （1） 経営規模等評価再審査

##### ① 法第27条の27（経営規模等評価の結果の通知）

国土交通大臣又は都道府県知事は、経営規模等評価を行ったときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該経営規模等評価の申請をした建設業者に対して、当該経営規模等評価の結果に係る数値を通知しなければならない。

##### ② 法第27条の28（再審査の申立）

経営規模等評価の結果について異議のある建設業者は、当該経営規模等評価を行った国土交通大臣又は都道府県知事に対して、再審査を申し立てることができる。

##### ③ 省令第20条（再審査の申立て）

法第27条の28に規定する再審査（以下「再審査」という。）の申立ては、法第27条の27の規定による審査の結果の通知を受けた日から30日以内にしなければならない。

2 法第27条の23第3項の経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る。）が改正された場合において、当該改正前の評価方法に基づく法第27条の27の規定による審査の結果の通知を受けた者は、前項の規定にかかわらず、当該改正の日から120日以内に限り、再審査（当該改正に係る事項についての再審査に限る。）を申し立てることができる。

3 再審査の申立ては、別記様式第25号の11による申立書を経営規模等評価を行った国土交通大臣又は都道府県知事に提出してしなければならない。

4 第2項の規定による再審査の申立てにおいては、前項の申立書に、再審査のために必要な書類を添付するものとする。

5 第2項の規定により再審査の申立てをする場合において提出する第3項の申立書及びその添付書類は、同項の規定にかかわらず、国土交通大臣の許可を受けた者にあつては国土交通大臣に、都道府県知事の許可を受けた者にあつては当該都道府県知事に提出しなければならない。

経営規模等評価申請及び総合評定値請求に関する説明書  
(令和8年7月1日の制度改正に係る再審査申立用)

---

千葉県 県土整備部建設・不動産課 入札契約室  
〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1  
電話 043-223-3113  
FAX 043-223-1650  
Eメール [kenhu6@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:kenhu6@mz.pref.chiba.lg.jp)  
千葉県ホームページ <https://www.pref.chiba.lg.jp/>

---